厚生労働省における外部の労働者等からの通報に対する事務手続に関する訓令の一部を改正する訓令案　新旧対照条文

○　厚生労働省における外部の労働者等からの通報に対する事務手続に関する訓令（平成18年厚生労働省訓第11号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改　正　案

第２条　（略）

２～７　（略）

８　厚生労働省組織令第８４条の２に規定する参事官並びに同令第１３０条の３第２項及び第１３１条第２項に規定する参事官であって法第２条第３項に定める通報対象事実に係る事務を所掌するもの並びに厚生労働省組織規則第４８条の３第２項に規定する人材確保支援企画官、同令第７３条の４第２項に規定する訓練企画官、同条第３項に規定する特別支援企画官、同条第７項に規定するキャリア形成支援企画官、同条第８項に規定する企業内人材開発支援企画官及び同条第１１項に規定する海外協力企画官のほか、別表第２に定めるものは、主管課とみなす。

様式第１号（第１２条第１項関係）

（表）

整理番号			
通報日時	（略）	受付担当者	
通報の方法	・メール　・文書　・FAX　・他（　　）		
通報者の情報 ※	（氏名）　（電話）		
	（住所）　（携帯）		
	（E-mail）　（FAX）		
	（通報者との関係）・正社員・パート　・アルバイト　・派遣労働者 ・取引先の労働者　・役員　・元労働者（１年以内）		
（略）			

現　行

第２条　（略）

２～７　（略）

８　厚生労働省組織令第３９条の２に規定する参事官並びに同令第１３０条の３第２項及び第１３１条第２項に規定する参事官であって法第２条第３項に定める通報対象事実に係る事務を所掌するもの並びに厚生労働省組織規則第４１条第９項に規定する首席職業指導官、同令第７３条の４第２項に規定する訓練企画官、同条第３項に規定する特別支援企画官、同条第７項に規定するキャリア形成支援企画官、同条第８項に規定する企業内人材開発支援企画官及び同条第１１項に規定する海外協力企画官のほか、別表第２に定めるものは、主管課とみなす。

様式第１号（第１２条第１項関係）

（表）

整理番号			
通報日時	（略）	受付担当者	
通報の方法	・電話　・メール　・FAX　・文書　・来訪　・他（　　）		
通報者の情報 ※	（氏名）　（電話）		
	（住所）　（携帯）		
	（E-mail）　（FAX）		
	（通報者との関係）・正社員・パート　・アルバイト　・派遣労働者 ・取引先の労働者　・その他（　　）		
（略）			